

中央区社会教育会館一般団体利用登録申請書 正控

(新規・変更・更新・カード再発行[紛失・破損])※変更、更新の場合は団体(会社)名と変更事項のみご記入ください。

(あて先) 中央区長

利 用 者 ID		利 用 者 パスワード	
	半角英(小文字)数字で4~16文字		半角英(小文字)数字で6~16文字

団 体	団体(会社) 名	<フリガナ>			
	代表者 氏 名	<フリガナ>			
	代表者 住 所1	〒			
連絡先が上記 と異なる場合	勤務先()	・その他()	・電話 ・携帯		
	住所2	〒			
	連絡者 氏名	<フリガナ>		・電話 ・携帯	
	連絡者 住所	〒			
主な利用目的					

◎ 施設ご利用上の注意点(必ずお読み頂き、チェックをお入れください)

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 予約された施設使用料は7日以内に社会教育会館 窓口にてお支払いください。なお、お支払いが無い 場合予約は取消となります。ご注意ください。
<input type="checkbox"/> お支払いいただいた使用料は原則としてご返金 できません。ご了承ください。
<input type="checkbox"/> 会館内での飲酒は出来ません。また、飲食を目的 とした利用も原則としてお断りしております。
<input type="checkbox"/> 会館の設備、備品等を破損した場合は、弁償して いただくことがあります。 | <input type="checkbox"/> 次の場合(そのおそれがある場合を含む)は、 使用を停止したり、承認を取り消す場合がありま すので、ご注意ください。 <ul style="list-style-type: none"> ● 公の秩序を乱したり、善良の風俗を害する場合 ● 会館の設置目的に反したり、会館の管理上 支障がある場合 ● 営利を目的として利用した場合 (ホールを利用する場合で、事前に承認を受 けているときを除く) ● 利用目的や、利用条件に違反したとき ● 承認書を他人に譲渡したり、転貸した場合 |
|---|---|

- ・ご記入内容の間違い、記入漏れがないかご確認ください。
 ・申請書内容および施設ご利用上注意点についてご確認、ご承諾の上 登録申請される場合は右署名欄に捺印またはサインをしてください。

確認・承諾
署名欄

※中央区役所、社会教育会館から登録、施設利用についてご案内、お問合せすることがあります。

※中央区立築地社会教育会館・中央区立日本橋社会教育会館・中央区立月島社会教育会館及び分館アートはるみ の施設利用ができます。

※団体登録の有効期間(登録カード記載)は登録月から3年間とし、その都度更新が必要となります。

※ご提供いただいた個人情報は、中央区公共施設予約システムに登録し、厳重に管理するとともに、中央区公共 施設予約システム登録以外の目的で使用することはいたしません。

社会教育会館記入欄

□本人確認書類提示 免許・保険・パス・学証・その他() □システム登録 (/) □カード発行 (/) □カード渡し (/)	登録No. S04 - 備考	受付印
	館長 担当	